

## パートナーシップ制度導入に向けた取組経過

### I これまでの取組

#### 1 旭川市パートナーシップ制度有識者会議の開催

パートナーシップ制度の導入に向けて、制度内容や運用等について専門的見地からの意見を聴取するため設置。

委員は、学識経験者・法曹関係者・医療関係者・経済関係者・人権擁護関係者・教育関係者・性的マイノリティ当事者又は支援者などの各分野から構成される8人。

#### (1) 開催状況

開催日程		議 題
第1回	5月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度の方向性について</li> <li>・圏域連携による同一制度の導入について</li> <li>・根拠要綱における規定事項について</li> </ul>
第2回	9月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメント実施結果について</li> <li>・要綱及び様式（案）について</li> <li>・制度導入後の手続方法等について</li> <li>・今後の事務手続について</li> </ul>
第3回	10月 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要綱(案)の最終確認</li> <li>・制度周知，利用者向け手引き等について</li> </ul>

#### (2) 要綱案（資料2-2）作成に関して聴取した委員からの主な意見

条項	項目	意見内容
第3条	宣誓の対象者の要件	居住要件（一方のみの居住で可）については、他の自治体と比べてとてもアップデートされた内容で、より利用しやすくなると考えられる。
第8条	子の記載	法的な関係は生じないが、当事者の心情を踏まえると必要な内容と考えられる。病院での病状説明や保育園等の送迎時などで必要になる場面があるのでは。
第10条	受領証等の返還	法的な関係ではないため、一方が死亡した場合でも相続等で使用することはないと思われるが、希望があれば返還を要しないなど利用者の心情に寄り添った制度であるべき。
第13条	上川中部圏域での連携	他人に知られるのを気にする人もいるので、このような制度があると利用しやすくなる。利便性が考えられた素晴らしい取組。
第15条	個人情報の取扱い	個人情報の取扱は慎重に行う必要があるため、要綱にしっかり記載すべき。

## 2 パブリックコメント及び市民説明会の実施

### (1) パブリックコメントの実施

ア 意見募集期間 7月18日(火)～8月21日(月)

※上川町を除く1市7町で同時期に実施

イ 意見提出数 16件(個人16件 団体0件)

ウ 1市7町パブリックコメント実施結果(※本市の意見詳細は資料2-3参照)

自治体名	意見数	公表対象外意見数
旭川市	16件	3件
鷹栖町	0件	3件
東神楽町	1件	1件
当麻町	0件	0件
比布町	0件	0件
愛別町	0件	2件
東川町	0件	2件
美瑛町	8件	0件

※各自治体の公表の基準等に基づき、匿名意見等を公表対象外としている。

### エ 実施結果を踏まえた要綱及び運用への反映

#### (ア) 要綱への反映

- ・要綱の修正に係る意見はなし
- ・意見No.2で、事実婚への対象拡大の要望があったが現時点では反映不可

#### (イ) 運用への反映

- ・意見No.8 宣誓の方法を個室対応→希望により個室対応とする

### (2) 市民説明会の実施

- ・パブリックコメント実施に係る市民説明会をセミナーと併せて実施(7月30日)
- ・参加者38人。

## II 今後の流れ

### 1 行政サービス関係

パートナーシップ制度導入後に提供の見込みがある行政サービスについて、4月26日付けで庁内照会を実施。10月に再度照会を実施し提供可能な行政サービスの最終確認を行う。

※4月の照会では提供予定のサービスとして、「市営住宅の入居申込」、「市立病院における病状説明・各種同意（手術・輸血等）」などが挙げられた。

### 2 要綱の制定

- ・ 9月～10月：有識者会議・審議会・推進本部会議を実施
- ・ 各種会議での意見を踏まえ11月に要綱制定

### 3 運用の手引き（利用者向け）の作成

有識者会議等の意見を踏まえ、手続の流れや必要書類などを明記した利用者向けの手引きを11月に作成。

### 4 職員研修の実施（12月初旬～中旬を予定）

- ・ 性的マイノリティに対する理解促進を図るため、1市8町の職員を対象に実施
- ・ 内容：性的マイノリティの基礎知識、市民対応や職場において配慮すべきことなど

### 5 協定関係（12月下旬を予定）

- ・ 道内8市との協定：1市7町がそれぞれ各自治体と連携協定を締結  
→（効果）連携自治体間の転入・転出手続を簡素化
- ・ 1市7町における協定：連携協定を1市7町で締結（上川町は制度導入後締結予定）  
→（効果）住民登録地以外の自治体でも宣誓手続等が可能に

### 6 周知

- ・ ホームページ掲載、広報誌（1月号掲載予定）、SNSによる周知実施
- ・ 事業者、医療機関等への周知を検討中（リーフレット配布等）

### 7 運用開始

制度の運用開始は1月中旬頃を予定